

児童手当制度が拡充されます！

平成18年4月1日から、児童手当制度が拡充され、支給対象年齢が、これまでの小学校3年生（9歳到達後最初の年度末）までから、小学校6年生（12歳到達後最初の年度末）までに拡大され、併せて、所得制限が引き上げられました。

新たに、児童手当を受けられる児童の保護者の皆様については、市区町村の窓口（公務員の方は勤務先）で、認定請求の手続きが必要となります。

なお、改正に伴う新規請求は、平成18年9月30日まで受け付けたもの限り、特例的に4月1日（または支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。

◆平成18年度に小学校4年生の児童がいる保護者の皆様（平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれ）

これまで、当該児童に係る児童手当を受給していた保護者の方は、特段の手続きをする必要はありません。前記に該当しない保護者の方で、次の受給資格がある場合は、認定請求又は額改定認定請求が必要になります。

◆平成18年度に小学校5年生または6年生の児童がいる保護者の皆様（平成6年4月2日～平成8年4月1日生まれ）

これまで、児童手当を受給してい

ない保護者の方は認定請求、児童手当を受給していた保護者の方は額改定認定請求の手続きが必要となります。

◆これまで、所得制限により児童手当を受給していない保護者の皆様

所得制限の引き上げにより、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当する保護者の方は、認定請求の手続きが必要となります。

《認定請求書に必要な添付書類》

○健康保険被保険者証等の写し（申請者が厚生年金等加入者の場合）

○所得証明書（当該市町村にその年の1月1日に住所がなかった場合）などの書類が必要になります。

※注意

所得が一定額以上の場合、児童手当が支給されない場合があります。

詳しくは、各総合支所住民課及び住民福祉課へお問合せください。

重く・母子医療受給者証の更新

《有効期限：平成18年6月30日》

重く・母子医療受給者証の有効期限が近くなりました。上島町各総合支所の住民課・住民福祉課で手続きをしてください。
 《弓削支所》TEL 77-2500
 《生名支所》TEL 76-3000
 《岩城支所》TEL 75-2500
 《魚島支所》TEL 78-0011

平成18年度の年金額について

平成17年の全国消費者物価指数の対前年比変動率が、マイナス0.3%となりました。

年金額は、現役世代の負担とのバランスの観点から、前年の消費者物価が下落した場合には、それに合わせて変更するよう法律で定められており、平成18年度の年金額については、平成17年平均の全国消費者物価指数に合わせて、3%引き下げになりました。

年金の種類	17年度年額	18年度年額
老齢基礎年金（満額の場合）	794,500円	792,100円 （▲2,400円）
障害基礎年金	1級	993,100円 （▲3,000円）
	2級	794,500円 （▲2,400円）
遺族基礎年金（子1人の場合）	1,023,100円	1,020,000円 （▲3,100円）

新しい年金額は、平成18年4月分から適用され、年金を受給されている方には、6月に支払われる分（4月及び5月の2カ月分）から減額になります。

県・市町共同電子申請システムの運用開始について

県民の皆様が行政サービスを便利に、そしてスピーディーに利用できるようにインターネットを使った電子申請の運用が、平成18年6月から開始されます。今回のシステムでは、「住民票写し等の交付申請」、「職員等採用試験申込」、「情報公開（開示請求）」等22手続きについて、市町への電子申請が可能となります。（※交付については、窓口交付となります。）なお、県の手続に関する電子申請システムは平成16年3月にスタート済みで、現在、公文書公開請求等約100種類の手続が電子化されております。今後も順次電子申請可能手続を追加していく予定ですので、どしどし利用してください。

共同システムトップページ URL <http://www.e-ehime.lg.jp/navigate/mu0/>
 愛媛県電子自治体推進協議会事務局 TEL 089-912-2228 上島町企画情報課 TEL 0897-77-2500
 ～このサービスは愛媛県と県内市町が共同で取り組んでいます～